調査表４－１

市区町村別集計項目（推進体制等）

富山県	
市区町村数	15

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問1 担当課（室）名	問1 所属	問1 事務所掌	問2－1 庁内連絡会議の有無	問2－2 諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例 問3－1 有 問3－2 条例名称	問3－2 公布日（西暦）	問3－2 施行日（西暦）	問3－1 無 問3－3 現在の状況	男女共同参画に関する計画（2023年4月1日現在で有効なもの） 問4－1 有 問4－2 計画名称	問4－2 計画期間	問4－2 女性活躍推進法との関係	問4－3 計画策定の方法	問4－1 無 問4－4 現在の状況
						11	12	9				15				
16	201	富山市	市民協働相談課	1	2	1	1	富山市男女共同参画推進条例	2006年3月30日	2006年4月1日		第2次富山市男女共同参画プラン後期実施計画	2022年4月 ～ 2027年3月	1	1	
16	202	高岡市	男女平等・共同参画課	1	1	1	1	高岡市男女平等推進条例	2005年11月1日	2005年11月1日		高岡市男女平等推進プラン（第2次）後期事業計画	2022年4月 ～ 2027年3月	1	1	
16	204	魚津市	魚津市女性活躍社会推進室	1	1	1	1	魚津市男女共同参画推進条例	2004年3月17日	2004年4月1日		魚津市男女共同参画プラン（第4次）	2021年4月1日 ～ 2026年3月31日	1	1	
16	205	氷見市	地域振興課	1	2	0	0				0	氷見市男女共同参画プラン（第５次）	2022年4月 ～ 2032年3月	1	1	
16	206	滑川市	生涯学習・スポーツ課	2	2	1	0				0	滑川市男女共同参画計画～第３次ときめきかがやきひかりのプラン～	2019年4月 ～ 2029年3月	1	1	
16	207	黒部市	企画情報課	1	2	1	1				0	（第2次くろべ男女共同参画プラン）	2017年4月1日 ～ 2028年3月31日	1	0	
16	208	砺波市	企画政策課	1	2	1	1	砺波市男女共同参画推進条例	2005年9月27日	2005年9月27日		砺波市男女共同参画推進計画（第4次）	2022年4月 ～ 2027年3月	1	1	
16	209	小矢部市	定住支援課	1	2	1	1				0	第3次小矢部市男女共同参画プラン	2023年4月1日 ～ 2033年3月31日	1	1	
16	210	南砺市	南砺で暮らしません課	1	2	0	1	南砺市男女共同参画推進条例	2006年3月28日	2006年4月1日		南砺市男女共同参画推進プラン（第2次）	2017年4月 ～ 2027年3月	1	1	
16	211	射水市	市民活躍・文化課	1	2	1	1	射水市男女共同参画推進条例	2006年12月20日	2007年4月1日		第２次射水市男女共同参画基本計画（改訂版）	2022年4月 ～ 2027年3月	1	1	
16	321	舟橋村	総務課	1	2	0	0				0	舟橋村男女共同参画プラン	2021年3月1日 ～ 2031年3月31日	0	1	
16	322	上市町	教育委員会事務局生涯学習班	2	2	1	1				0	第2次上市町男女共同参画プラン　誰もが個性と能力を発揮できるまち　上市	2014年3月 ～ 2024年3月	0	1	
16	323	立山町	総務課	1	2	0	1	立山町男女共同参画推進条例	2021年12月17日	2021年12月17日		立山町男女共同参画プラン　第４次	2021年4月1日 ～ 2026年3月31日	0	1	
16	342	入善町	教育委員会事務局	2	2	1	1	入善町男女共同参画推進条例	2003年3月28日	2003年4月1日		第6次にゅうぜん男女共同参画プラン	2023年4月1日 ～ 2028年3月31日	1	1	
16	343	朝日町	教育委員会事務局	2	2	1	1	朝日町男女共同参画社会の形成に関する条例	2002年3月22日	2002年4月1日		（第4次朝日町男女共同参画社会づくり計画）	2020年4月1日 ～ 2025年3月31日	0	0	

＜選択肢回答＞

所属
1　首長部局
2　教育委員会

事務所掌
1　男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
2　1ではない

庁内連絡会議
1　有
0　無

諮問機関
1　有
0　無

男女共同参画に関する条例
現在の状況
1　2024年3月末までの制定を目途に検討中
2　2023年度以降の制定を目途に検討中
3　その他
0　検討していない

男女共同参画に関する計画
女性活躍推進法の推進計画との関係
1　一体
0　一体でない

計画の策定方法（総合計画の一部として策定している場合、「問4－2 計画名称」は括弧書きで表記）
1　単独計画として策定
0　総合計画の一部として策定

現在の状況
1　策定予定有
0　策定予定無

調査表４－２

市区町村別集計項目（総合的な施設）No. １

富山県

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2023年4月1日現在で開設済の施設)														
			問６－１		問６－４　所在地等					問６－３ 施設形態		問６－５　管理・運営主体					
												施設管理			事業運営		
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他
			2							0	2	1	0	1	2	0	0
16	201	富山市	富山市男女共同参画推進センター		930-0002	富山市新富町一丁目2番3号CiCビル3階	076-433-1760	076-433-1761	https://www.city.toyama.lg.jp/kurashi/jinken/1010392/1011120.html		○	○			○		
16	202	高岡市	高岡市男女平等推進センター		933-0023	富山県高岡市末広町１番7号ウイング・ウイング高岡6階	0766-20-1810	0766-20-1815	https://www.city.takaoka.toyama.jp/gec/kurashi/kyodosankaku/center/index.html		○			○	○		
16	204	魚津市															
16	205	氷見市															
16	206	滑川市															
16	207	黒部市															
16	208	砺波市															
16	209	小矢部市															
16	210	南砺市															
16	211	射水市															
16	321	舟橋村															
16	322	上市町															
16	323	立山町															
16	342	入善町															
16	343	朝日町															

調査表４－２

市区町村別集計項目（総合的な施設）No. ２

富山県

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設（2023年4月1日現在で開設済の施設）															
			問6－1 名称	問6－2 設立年月日	問6－6 職員数（人）		問6－7 予算額（千円）	問6－8 主な事業										
					常勤（雇用（任用）期間の定めがない職員）	非常勤（雇用（任用）期間の定めがある職員）		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他
			2					2	2	2	2	0	1	0	0	0	
16	201	富山市	富山市男女共同参画推進センター	1997年4月1日	2	2	3,364	○	○	○	○						
16	202	高岡市	高岡市男女平等推進センター	2004年4月1日	3	7	13,891	○	○	○	○		○				
16	204	魚津市			0	0	0										
16	205	氷見市			0	0	0										
16	206	滑川市			0	0	0										
16	207	黒部市			0	0	0										
16	208	砺波市			0	0	0										
16	209	小矢部市			0	0	0										
16	210	南砺市			0	0	0										
16	211	射水市			0	0	0										
16	321	舟橋村			0	0	0										
16	322	上市町			0	0	0										
16	323	立山町			0	0	0										
16	342	入善町			0	0	0										
16	343	朝日町			0	0	0										

調査表4－3

市区町村別集計項目（男女共同参画に関する宣言、首長、自治会長等の状況）

富山県

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言 問7－2 宣言年月日	宣言名称	宣言の形態	問5 首長、自治会長等の状況（2023年7月1日現在） 市区長数	うち女性市区長数	女性比率（%）	副市区長数	うち女性副市区長数	女性比率（%）	町村長数	うち女性町村長数	女性比率（%）	副町村長数	うち女性副町村長数	女性比率（%）	自治会長数	うち女性自治会長数	女性比率（%）
				4		10	0	0.0	11	0	0.0	5	0	0.0	4	1	25.0	4,035	127	3.1
16	201	富山市				1	0	0.0	2	0	0.0							1,423	63	4.4
16	202	高岡市	2008年9月25日	高岡市男女平等・共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							608	7	1.2
16	204	魚津市				1	0	0.0	1	0	0.0							251	17	6.8
16	205	氷見市				1	0	0.0	1	0	0.0							230	2	0.9
16	206	滑川市				1	0	0.0	1	0	0.0							142	5	3.5
16	207	黒部市	2008年12月18日	黒部市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							170	0	0.0
16	208	砺波市	2005年9月21日	砺波市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							253	2	0.8
16	209	小矢部市	2014年12月22日	小矢部市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							199	3	1.5
16	210	南砺市				1	0	0.0	1	0	0.0							31	1	3.2
16	211	射水市				1	0	0.0	1	0	0.0							314	5	1.6
16	321	舟橋村										1	0	0.0	0	0		12	2	16.7
16	322	上市町										1	0	0.0	1	0	0.0	118	8	6.8
16	323	立山町										1	0	0.0	1	1	100.0	144	10	6.9
16	342	入善町										1	0	0.0	1	0	0.0	130	2	1.5
16	343	朝日町										1	0	0.0	1	0	0.0	10	0	0.0

＜選択肢回答＞
男女共同参画に関する宣言
宣言の形態
1　首長声明
2　議会の議決
3　庁内連絡会議の決定
4　その他

調査表４－４

市区町村別集計項目（審議会委員への女性の登用）No1

富山県

調査時点コード	1	2023年4月1日	2	その他

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値 問8－1 目標値（%）	問8－1 目標達成期限	問8－2 審議会等数	問8－2 うち女性を含む委員数	問8－2 総委員数	問8－2 うち女性等委員数	問8－2 女性比率（%）	問8－2 目標設定の対象である審議会等の範囲	問9 地方自治法（第202条の3）に基づく審議会等における登用状況 審議会等数	問9 うち女性を含む委員数	問9 総委員数	問9 うち女性等委員数	問9 女性比率（%）	問10 地方自治法（第180条の5）に基づく委員会等における登用状況 委員会等数	問10 うち女性を含む委員数	問10 総委員数	問10 うち女性等委員数	問10 女性比率（%）	問9－1（再掲）市町村防災会議（委員のみ） 総委員数	問9－1 うち女性数委員	問9－1 女性比率（%）	問9－1（再掲）市町村防災会議（会長を含む） 総委員数	問9－1 うち女性数委員	問9－1 女性比率（%）	調査時点コード 問8 目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値	その他	問9 地方自治法（第202条の3）に基づく審議会等における登用状況	その他	問10 地方自治法（第180条の5）に基づく委員会等における登用状況	その他
					585	523	8,325	2,191	26.3		318	284	5,226	1,239	23.7	88	58	592	116	19.6	412	37	9.0	501	47	9.4						
		小計									316	282	5,147	1,207	23.5	85	55	551	101	18.3												
16	201	富山市	30.0	2026年4月	61	55	915	260	28.4	法律または条例の定めるところにより設置する審議会等	56	50	916	260	28.4	6	3	42	4	9.5	44	2	4.5	45	2	4.4	1		1		1	
16	202	高岡市	33.0	2027年3月	75	73	1,039	328	31.6	法令、条例、要綱等に基づいて設置されている委員会、審議会	9	9	218	53	24.3	6	5	37	8	21.6	39	5	12.8	40	5	12.5	2	2023年3月31日	2	2023年3月31日	2	2023年3月31日
16	204	魚津市	40.0	2026年3月	50	44	705	192	27.2	公的な委員会・審議会における女性委員	14	13	289	66	22.8	6	6	30	9	30.0	0	0	0.0	30	5	16.7	2	2021年3月31日	2	2023年3月31日	2	2023年3月31日
16	205	氷見市	36.0	2032年3月	50	45	676	211	31.2	法令、条例、その他要綱等に基づいて設置されている審議会等	26	23	370	87	23.5	6	2	31	3	9.7	30	4	13.3	32	4	12.5	2	2023年3月31日	2	2023年3月31日	2	2023年3月31日
16	206	滑川市	35.0	2024年3月	60	49	756	206	27.2	法令、条例、規則、要綱に基づき設置されている審議会	22	18	271	63	23.2	6	3	32	5	15.6	29	2	6.9	30	2	6.7	2	2023年3月31日	1		1	
16	207	黒部市	30.0	2026年4月	31	27	672	153	22.8	1．2．3．4	16	12	477	107	22.4	6	4	31	6	19.4	39	2	5.1	40	3	7.5	1		1		1	
16	208	砺波市	40%以上 60%以下	2027年3月	53	47	712	115	16.2	法律に基づいて設置されている審議会等 条例に基づいて設置されている審議会等 その他要綱に基づいて設置されている審議会等	26	24	413	79	19.1	6	4	45	6	13.3	39	2	5.1	40	2	5.0	2	2022年3月31日	2	2023年3月31日	2	2023年3月31日
16	209	小矢部市	40.0	2028年3月	38	35	468	116	24.8	地方自治法（第202条の3）に基づく審議会等における登用状況	38	35	468	116	24.8	6	4	36	4	11.1	34	3	8.8	35	3	8.6	1		2	2023年3月31日	2	2023年3月31日
16	210	南砺市	40.0	2024年3月	44	38	534	159	29.8	法律に基づいて設置されている審議会、条例に基づいて設置されている審議会、その他要項に基づいて設置されている審議会	28	26	399	116	29.1	6	5	82	25	30.5	31	5	16.1	32	5	15.6	1		2	2023年3月31日	1	
16	211	射水市	40.0	2027年3月	58	53	725	202	27.9	1．3．4	33	30	407	110	27.0	6	4	44	7	15.9	35	1	2.9	36	1	2.8	2	2023年3月31日	2	2023年3月31日	2	2023年3月31日
16	321	舟橋村									8	7	69	20	29.0	5	4	26	4	15.4	6	0	0.0	7	0	0.0	1		1		1	
16	322	上市町	30.0	2026年3月	22	21	296	77	26.0	・法律に基づいて設置されている審議会等 ・条例に基づいて設置されている審議会等 ・その他要綱等に基づいて設置されている審議会等	9	8	145	30	20.7	5	2	31	4	12.9	28	2	7.1	29	2	6.9	1		1		1	
16	323	立山町									10	8	285	35	12.3	5	4	28	6	21.4	24	4	16.7	25	4	16.0	2	2023年3月31日	1		2	2023年3月31日
16	342	入善町	40%以上 60%以下	2028年3月	28	26	554	145	26.2	法律、条例、要綱等に基づいて設置されている審議会等	11	11	174	29	16.7	5	3	29	6	20.7	34	5	14.7	35	5	14.3	1		2	2023年3月31日	2	2023年3月31日
16	343	朝日町	30.0	2026年3月	15	10	273	27	9.9	法令または政令により設置されている審議会等 条例、規則等により設置されている懇親会、会議等 要綱等により設置されている懇親会、会議等	10	8	246	36	14.6	5	2	27	4	14.8	0	0	0.0	45	4	8.9	1		1		1	

調査表４－４

市区町村別集計項目（審議会委員への女性の登用）No2（広域圏で設置している審議会等）

富山県

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値							目標設定の対象である審議会等の範囲					問9　地方自治法（第202条の3）に基づく審議会等における登用状況					問10　地方自治法（第180条の5）に基づく委員会等における登用状況					（再掲）市町村防災会議（委員のみ）			（再掲）市町村防災会議（会長を含む）		
			目標値（%）	目標年度	審議会等数	うち女性委員を含む数	総委員数	うち女性委員等数	女性比率（%）						審議会等数	うち女性委員を含む数	総委員数	うち女性委員等数	女性比率（%）	委員会等数	うち女性委員を含む数	総委員数	うち女性委員等数	女性比率（%）	総委員数	うち女性委員数	女性比率（%）	総委員数	うち女性委員数	女性比率（%）
															2	2	79	32	40.5	3	3	41	15	36.6						
		富山市													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		高岡市													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		魚津市													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		氷見市													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		滑川市													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		黒部市													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		砺波市													1	1	56	25	44.6	0	0	0	0	0.0						
		小矢部市													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		南砺市													0	0	0	0	0.0	3	3	41	15	36.6						
		射水市													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		舟橋村													1	1	23	7	30.4	0	0	0	0	0.0						
		上市町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		立山町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		入善町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		朝日町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						

調査表4－4

市区町村別集計項目（女性公務員の登用）

富山県

調査時点コード	1	2023年4月1日	2	その他

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問11－1 管理職の在職状況																												問11－2 職務上の地位別職員在職状況												問11－2		問11－5 本庁の防災・危機管理部局への配置状況						問11－5	
			管理職総数	うち管理職女性数	女性比率	うち一般行政職 管理職総数	うち一般行政職 うち女性管理職数	うち一般行政職 女性比率（%）	部局長相当職	うち女性数	女性比率（%）	うち一般行政職 部局長相当職	うち一般行政職 うち女性数	うち一般行政職 女性比率（%）	次長相当職	うち女性数	女性比率（%）	うち一般行政職 次長相当職	うち一般行政職 うち女性数	うち一般行政職 女性比率（%）	課長相当職	うち女性数	女性比率（%）	うち一般行政職 課長相当職	うち一般行政職 うち女性数	うち一般行政職 女性比率（%）	課長補佐相当職	うち女性数	女性比率（%）	うち一般行政職 課長補佐相当職	うち一般行政職 うち女性数	うち一般行政職 女性比率（%）	係長相当職	うち女性数	女性比率（%）	うち一般行政職 係長相当職	うち一般行政職 うち女性数	うち一般行政職 女性比率（%）	調査時点コード	その他	防災・危機管理部局職員数	うち女性数	女性比率（%）	うち管理職数 うち女性数	うち管理職数 女性比率（%）	調査時点コード	その他
			1,756	463	26.4	938	150	16.0	219	32	14.6	89	10	11.2	273	36	13.2	164	20	12.2	1,264	395	31.3	685	120	17.5	889	374	42.1	546	193	35.3	2,206	1,323	60.0	932	437	46.9			99	19	19.2	35	3	8.6		
16	201	富山市	611	106	17.3	382	49	12.8	33	2	6.1	20	2	10.0	117	9	7.7	75	6	8.0	461	95	20.6	287	41	14.3	323	117	36.2	174	49	28.2	1091	737	67.6	406	234	57.6	1		22	2	9.1	10	0	0.0	1	
16	202	高岡市	244	76	31.1	77	14	18.2	10	0	0.0	7	0	0.0	58	9	15.5	22	3	13.6	176	67	38.1	48	11	22.9	52	24	46.2	35	14	40.0	227	77	33.9	97	27	27.8	1		5	1	20.0	1	0	0.0	1	
16	204	魚津市	38	7	18.4	29	7	24.1	6	1	16.7	6	1	16.7	11	2	18.2	10	2	20.0	21	4	19.0	13	4	30.8	21	4	19.0	13	4	30.8	61	23	37.7	46	17	37.0	1		10	2	20.0	7	2	28.6	1	
16	205	氷見市	53	9	17.0	41	5	12.2	14	2	14.3	12	2	16.7	0	0	0.0	0	0	0.0	39	7	17.9	29	3	10.3	40	16	40.0	26	11	42.3	28	7	25.0	23	7	30.4	1		4	0	0.0	3	0	0.0	1	
16	206	滑川市	33	8	24.2	29	6	20.7	5	1	20.0	5	1	20.0	1	1	100.0	1	1	100.0	27	6	22.2	23	4	17.4	18	8	44.4	15	6	40.0	42	16	38.1	32	11	34.4	1		13	4	30.8	4	0	0.0	1	
16	207	黒部市	113	41	36.3	38	9	23.7	44	8	18.2	9	1	11.1	17	5	29.4	13	2	15.4	52	28	53.8	16	6	37.5	83	46	55.4	42	19	45.2	103	74	71.8	30	11	36.7	1		4	1	25.0	1	0	0.0	1	
16	208	砺波市	212	74	34.9	76	11	14.5	61	12	19.7	7	0	0.0	7	0	0.0	7	0	0.0	144	62	43.1	62	11	17.7	0	0	0.0	0	0	0.0	116	73	62.9	53	28	52.8	1		3	0	0.0	1	0	0.0	1	
16	209	小矢部市	28	6	21.4	26	6	23.1	6	0	0.0	6	0	0.0	5	2	40.0	4	2	50.0	17	4	23.5	16	4	25.0	28	8	28.6	22	4	18.2	24	17	70.8	9	2	22.2	1		11	2	18.2	2	0	0.0	1	
16	210	南砺市	185	68	36.8	102	21	20.6	13	2	15.4	8	2	25.0	36	5	13.9	15	2	13.3	136	61	44.9	79	17	21.5	127	82	64.6	80	41	51.3	72	41	56.9	26	7	26.9	1		3	1	33.3	1	0	0.0	1	
16	211	射水市	130	35	26.9	66	7	10.6	27	4	14.8	9	1	11.1	21	3	14.3	17	2	11.8	82	28	34.1	40	4	10.0	67	12	17.9	47	8	17.0	223	129	57.8	98	39	39.8	1		3	0	0.0	1	0	0.0	1	
16	321	舟橋村	4	0	0.0	4	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	4	0	0.0	4	0	0.0	1	1	100.0	1	1	100.0	3	1	33.3	3	1	33.3	1		1	0	0.0	0	0	0.0	1	
16	322	上市町	33	6	18.2	21	2	9.5	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	33	6	18.2	21	2	9.5	50	25	50.0	34	14	41.2	112	67	59.8	46	22	47.8	1		1	0	0.0	0	0	0.0	1	
16	323	立山町	18	4	22.2	13	4	30.8	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	18	4	22.2	13	4	30.8	34	9	26.5	21	7	33.3	30	12	40.0	20	8	40.0	1		4	1	25.0	1	1	100.0	1	
16	342	入善町	14	3	21.4	13	2	15.4	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	14	3	21.4	13	2	15.4	28	15	53.6	25	13	52.0	18	6	33.3	15	4	26.7	1		3	1	33.3	1	0	0.0	1	
16	343	朝日町	40	20	50.0	21	7	33.3	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	40	20	50.0	21	7	33.3	17	7	41.2	11	2	18.2	56	43	76.8	28	19	67.9	1		12	4	33.3	2	0	0.0	1	

調査表４－５

市区町村別集計項目（地方自治体職員の通称使用・市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査）

富山県

調査時点	議会関係は2023年7月1日（その他2023年4月1日）

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問１１－３及び４　職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		議会名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査 問12－1 議員の出産を欠席事由として明記した規定（産休を含む）があるか。	問12－2 問12－1で1．を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12－3 問12－1で1．を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12－4 問12－3で1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問12－5 問12－1で1．を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問12－6 問12－5で1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問12－7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1．個別の各事由を明記した規定がある。 2．個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3．個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4．個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。（2及び3の場合を除く。）					
			1．明記した規定があり、認めている。 2．明記した規定はないが、運用上認めている。 3．明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4．明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。		1．明記した規定がある。 2．明記した規定はないが、運用上認めている。 3．明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4．明記した規定がなく、過去に事例がない。	1．労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2．労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3．労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4．期間の定めはない。	1．産前産後期間を明記した規定がある。 2．産前産後期間を明記した規定はない。		1．あり 2．なし 3．その他	その他具体例		配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他
			9		1の合計	15	0	14		0			13	13	13	13	14	12
			4		2の合計	0	13	1		15			1	1	1	1	1	1
			2		3の合計	0	0			0			0	0	0	0	0	1
			0		4の合計	0	2						1	1	1	1	0	1
16	201	富山市	1	富山市職員旧姓使用取扱要綱 第2条　職員は、任命権者の承認を受けて、文書等（次の各号に掲げるものを除く。）において、旧姓を使用することができる。 一　関係機関又は法人の円滑な事務の遂行に支障をおよぼすおそれのある文書等 二　前号に掲げるもののほか、職務遂行上支障が生じるとおそれのあると認められる文書等	富山市議会	1	2	1	富山市議会会議規則 第2条 2　議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
16	202	高岡市	1	高岡市職員旧姓使用取扱要綱 （趣旨）第１条　この要綱は、高岡市に勤務する一般職に属する職員（以下「職員」という。）が、婚姻、養子縁組その他の事由（以下「婚姻等」という。）によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等により改める前の戸籍上の氏（以下「旧姓」という。）を文書等に使用することに関し必要な事項を定めるものとする。 （旧姓の使用）第２条　職員は、任命権者の承認を受けて、旧姓を使用することが法令等に抵触するおそれがなく、かつ、職務遂行上及び事務処理上支障がないと認められる文書等について、旧姓を使用することができる。 （旧姓使用の承認）第３条　旧姓を使用することを希望する職員は、旧姓使用承認申請書（様式第１号）により、任命権者の承認を得なければならない。２　前項に規定する旧姓使用承認申請書は、所属長を経由して、任命権者に提出するものとする。 （承認の通知）第４条　任命権者は、旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書（様式第２号）により所属長を経由して当該承認を受けた職員に通知するものとする。 （承認の取消し）第５条　任命権者は、前条の規定による承認をした後において、当該承認を受けた職員の旧姓の使用が職務遂行上又は事務処理上支障があると認めるときは、当該承認を取り消すことができる。 （旧姓使用の中止）第６条　任命権者の承認を受けて旧姓を使用している職員は、その使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届（様式第３号）を、所属長を経由して任命権者に提出しなければならない。 （責務）第７条　旧姓を使用する職員は、旧姓の使用に当たっては、市民又は職員に混乱が生じないよう、常に努めなければならない。２　所属長は、所属職員の旧姓の使用に関し、適切な運用が図られるよう努めなければならない。 （他の任命権者の機関に異動又は併任された職員の取扱い）第８条　任命権者の承認を受けて旧姓を使用している職員が、当該任命権者以外の機関に異動又は併任され、引き続き旧姓を使用しようとする場合で、当該承認を受けたことを証明する書類の写しを異動又は併任された任命権者に提出したときは、当該職員は第３条第１項の規定による承認を受けたものとみなす。この場合において、同条の手続きは、省略するものとする。 （補則）第９条　この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用に関し必要な事項は、別に定める。 　附　則　（施行期日）１　この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。（特例による旧姓使用の承認）２　この要綱の施行の日前に戸籍上の氏を改めた職員であって、旧姓を使用することを希望する職員は、別に定めるところにより、任命権者に対し、旧姓の使用の承認を申請することができる。３　前項の規定による申請に対して任命権者の承認があったときは、当該承認は第３条第１項の規定による承認とみなす。　　附　則　この要綱は、令和３年１月１日から施行する。	高岡市議会	1	2	1	高岡市議会規則 （欠席の届出） 第2条　議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2　前項の規定にかかわらず、議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	3

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問11－3及び4　職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。			市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査												
						問12－1 議員の出産を欠席事由として明記した規定（産休を含む）があるか。	問12－2 問12－1で1．を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12－3 問12－1で1．を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12－4 問12－3で1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問12－5 問12－1で1．を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問12－6 問12－5で1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問12－7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに〇をつけてください。 1．個別の各事由を明記した規定がある。 2．個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3．個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4．個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。（2及び3の場合を除く。）					
			1．明記した規定があり、認めている。 2．明記した規定はないが、運用上認めている。 3．明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4．明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	議会名	1．明記した規定がある。 2．明記した規定はないが、運用上認めている。 3．明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4．明記した規定がなく、過去に事例がない。	1．労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2．労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3．労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4．期間の定めはない。	1．産前産後期間を明記した規定がある。 2．産前産後期間を明記した規定はない。		1．あり 2．なし 3．その他	その他具体例		配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他
16	204	魚津市	1	魚津市職員の旧姓使用取扱要綱 （趣旨） 第1条　この要綱は、魚津市に勤務する一般職に属する職員（以下「職員」という。）が婚姻、養子縁組その他の事由（以下「婚姻等」という。）によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏（以下「旧姓」という。）を文書等に使用することに関し必要な事項を定めるものとする。 （旧姓使用の範囲） 第2条　職員は、市長の承認を受けて、専ら職員の間で使用している文書等で、法令等の規定に反するおそれがなく、かつ、職務遂行上及び事務処理上誤解や混乱を招くおそれがないものにおいて、旧姓を使用することができる。 2　旧姓を使用することができる文書等の基準は、別表第1に掲げるものとする。 3　旧姓を使用することができない文書等の基準は、別表第2に掲げるものとする。 （旧姓使用の申請） 第3条　旧姓を使用しようとする職員は、旧姓使用承認申請書（様式第1号）により、市長の承認を受けなければならない。 2　前項に規定する旧姓使用承認申請書は、所属長を経由して総務課長に提出するものとする。 （承認の通知） 第4条　市長は、前条の申請を承認したときは、旧姓使用承認書（様式第2号）により、所属長を経由して当該職員に通知するものとする。 （承認の取消し） 第5条　市長は、前条の規定による承認の通知をした後において、当該職員の旧姓の使用が職務遂行上又は事務処理上支障があると認めるときは、承認を取り消すことができる。 （中止届） 第6条　市長の承認を受けて旧姓を使用している職員が、その使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届（様式第3号）を所属長を経由して総務課長に提出しなければならない。 2　前項の規定により旧姓の使用の中止を届け出た職員は、特段の事情なく再び旧姓の使用を申請することはできない。 （責務） 第7条　所属長は、所属職員の旧姓の使用に関し適切な運用が図られるように努めなければならない。 2　旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たり、常に市民、職員等に誤解や混乱を生じないように努めなければならない。また、当該職員は、人事異動に当たり、事務処理上の混乱が生じないよう新たな所属長に対して、旧姓を使用していることを申し出なければならない。 （その他） 第8条　この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用について必要な事項は、市長が別に定める。 附　則（令和3年12月20日魚津市告示第231号）	魚津市議会	1	4	1	魚津市議会会議規則 （欠席の届出） 第2条　議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2　議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
16	205	氷見市	2		氷見市議会	1	2	1	氷見市議会会議規則 第2条（略）2　議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
16	206	滑川市	3		滑川市議会	1	2	1	滑川市議会会議規則 第2条2　議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問11－3及び4　職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													
						問12－1 議員の出産を欠席事由として明記した規定（産休を含む）があるか。	問12－2 問12－1で1．を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12－3 問12－1で1．を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12－4 問12－3で1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問12－5 問12－1で1．を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問12－6 問12－5で1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問12－7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに〇をつけてください。 1．個別の各事由を明記した規定がある。 2．個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3．個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4．個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。（2及び3の場合を除く。）					
			1．明記した規定があり、認めている。 2．明記した規定はないが、運用上認めている。 3．明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4．明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	議会名	1．明記した規定がある。 2．明記した規定はないが、運用上認めている。 3．明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4．明記した規定がなく、過去に事例がない。	1．労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2．労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3．労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4．期間の定めはない。	1．産前産後期間を明記した規定がある。 2．産前産後期間を明記した規定はない。		1．あり 2．なし 3．その他	その他具体例		配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他
16	207	黒部市	1	黒部市職員の旧姓取扱い規程 (趣旨) 第1条　この訓令は、黒部市に勤務する一般職に属する職員(以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関し必要な事項を定めるものとする。 (旧姓の使用) 第2条　職員は、市長の承認を受けて、専ら職員の間で使用している文書等で、法令等の規定に反するおそれがなく、かつ、職務遂行上及び事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。 2　前項の旧姓を使用することができる文書等は、別表第1に掲げるものとする。 3　旧姓を使用することができない文書等は、別表第2に掲げるものとする。 (旧姓使用の申請) 第3条　職員は、前条に規定による旧姓の使用の承認を受けようとするときは、旧姓使用承認申請書(様式第1号)により、市長の承認を受けなければならない。 2　前項に規定する旧姓使用申請書は、所属長を経由して総務課長に提出するものとする。 (承認の通知) 第4条　市長は、旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認書(様式第2号)により、所属長を経由して当該職員に通知するものとする。 (承認の取消し) 第5条　市長は、前条の規定による承認をした後において、当該職員の旧姓の使用が職務遂行上又は事務処理上支障があると認めるときは、当該承認を取り消すことができる。 (旧姓使用の中止) 第6条　第4条の規定による承認を受けて旧姓を使用している職員が、その使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第3号)を所属長を経由して総務課長に提出しなければならない。 (責務) 第7条　所属長は、所属職員の旧姓の使用に関し適切な運用が図られるように努めなければならない。 2　旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たって、常に市民、職員等に誤解や混乱が生じないように努めなければならない。 3　旧姓を使用する職員は、人事異動に当たり、事務処理上の混乱が生じないよう新たな所属長に対して、旧姓を使用していることを申し出なければならない。 (その他) 第8条　この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。	黒部市議会	1	2	1	黒部市議会会議規則 第2条2　前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
16	208	砺波市	1	砺波市職員通称使用取扱要綱 第3条　次条第1項の規定による承認を受けた職員（以下「通称使用者」という。）が通称を使用することができる文書等は、通称を使用することが法令等に抵触するおそれがなく、かつ、職務遂行上及び事務処理上誤解や混乱を招くおそれがないと認められるものとし、概ね別表第1に掲げる基準に該当するものとする。 第4条　職員は通称の使用の承認を受けようとするときは、通称使用承認申請書により、市長の承認を受けなければならない。 第5条　市長は、前条の申請書の提出があった場合において、職務遂行上又は事務処理上支障がないと認めるときは、通称の使用を承認するものとする。	砺波市議会	1	2	1	砺波市議会会議規則 第2条　議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2　議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、１４週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			4	4	4	4	1	1
16	209	小矢部市	1	小矢部市職員旧姓使用取扱規程 （旧姓の使用） 第2条　職員は、専ら職員の間で使用している文書等で、法令等の規定に反するおそれがなく、かつ、職務遂行上及び事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	小矢部市議会	1	2	1	小矢部市議会会議規則 （欠席の届出） 第2条　議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2　議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
16	210	南砺市	1	南砺市職員旧姓使用取扱要綱（平成29年10月1日施行） （旧姓の使用） 第2条　職員は、市長の承認を受けて、専ら職員の間で使用する文書等で法令等の規定に反するおそれがなく、かつ、職務遂行上及び事務処理上誤解又は混乱を招くおそれのないものについて、旧姓を使用することができる。	富山県南砺市議会	1	2	1	南砺市議会会議規則　第2条2項、第91条2項 2　議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日 までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 2　委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日 までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠 席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問11－3及び4　職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													
						問12－1 議員の出産を欠席事由として明記した規定（産休を含む）があるか。	問12－2 問12－1で1．を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12－3 問12－1で1．を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12－4 問12－3で1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問12－5 問12－1で1．を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問12－6 問12－5で1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問12－7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1．個別の各事由を明記した規定がある。 2．個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3．個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4．個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。（2及び3の場合を除く。）					
			1．明記した規定があり、認めている。 2．明記した規定はないが、運用上認めている。 3．明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4．明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	議会名	1．明記した規定がある。 2．明記した規定はないが、運用上認めている。 3．明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4．明記した規定がなく、過去に事例がない。	1．労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2．労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3．労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4．期間の定めはない。	1．産前産後期間を明記した規定がある。 2．産前産後期間を明記した規定はない。		1．あり 2．なし 3．その他	その他具体例		配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他
16	211	射水市	1	射水市職員旧姓使用取扱要綱 （趣旨） 第1条　この要綱は、射水市に勤務する一般職に属する職員（以下「職員」という。）が婚姻、養子縁組その他の事由（以下「婚姻等」という。）によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏（以下「旧姓」という。）を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。 （旧姓の使用） 第2条　職員は、市長の承認を受けて、専ら職員の間で使用している文書等で、法令等の規定に反するおそれがなく、かつ、職務遂行上及び事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。 2　前項の旧姓を使用することができる文書等は、別表に掲げるものとする。 （旧姓使用の申請） 第3条　職員は、第2条の旧姓の使用の承認を受けようとするときは、旧姓使用承認申請書（様式第1号）により、市長の承認を受けなければならない。 2　前項に規定する旧姓使用申請書は、所属長を経由して人事課長に提出するものとする。 （承認の通知） 第4条　市長が旧姓の使用を承認したときは、人事課長は、旧姓使用承認通知書（様式第2号）により、所属長を経由して当該職員に通知するものとする。 （承認の取消し） 第5条　市長は、第3条第1項の規定による承認をした後において、当該職員の旧姓の使用が職務遂行上又は事務処理上支障があると認めるときは、当該承認を取り消すことができる。 （中止届） 第6条　市長の承認を受けて旧姓を使用している職員が、その使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届（様式第3号）を所属長を経由して人事課長に提出しなければならない。 （責務） 第7条　所属長は、所属職員の旧姓の使用に関し適切な運用が図られるように努めなければならない。 2　旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たって、常に市民、職員等に誤解や混乱が生じないように努めなければならない。 （その他） 第8条　この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用に関し必要な事項は、人事課長が別に定める。 附　則 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。 附　則（令和2年12月22日訓令第15号） この訓令は、令和3年1月1日から施行する。 別表（第2条関係） 1　職員録 2　座席表 3　出勤簿 4　事務分掌表 5　職員証・名刺 6　休暇等処理簿 7　（特別・病気・介護）休暇承認申請書 8　育児休業承認申請書 9　職務専念義務免除申請書	射水市議会	1	2	1	射水市議会議規則 第2条2　議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊婦の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
16	321	舟橋村	2		舟橋村議会	1	2	1	舟橋村議会会議規則 （欠席の届出）第2条　議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2　前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
16	322	上市町	1	上市町職員の旧姓の使用に関する規程 （旧姓の使用）第2条　職員は、町長の承認を受けて、旧姓を使用することが法令等に抵触するおそれがなく、かつ、その職務の遂行上及び事務の処理上支障がないと認められる文書等に旧姓を使用することができる。 2　前項の規程により、旧姓を使用することができる文書等については別表第1に、旧姓を使用することができない文書等については、別表第2に定める。	上市町議会	1	2	1	上市町議会会議規則 （欠席の届出） 第2条　議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のために出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2　前項の規程にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	4
16	323	立山町	2		立山町議会	1	4	2		2			2	2	2	2	2	2
16	342	入善町	3		入善町議会	1	2	1	入善町議会会議規則 第2条 2　前項の規定にかかわらず、議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日の後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問11－3及び4　職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													
						問12－1 議員の出産を欠席事由として明記した規定（産休を含む）があるか。	問12－2 問12－1で1．を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12－3 問12－1で1．を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12－4 問12－3で1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問12－5 問12－1で1．を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問12－6 問12－5で1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問12－7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに〇をつけてください。 1．個別の各事由を明記した規定がある。 2．個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3．個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4．個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。（2及び3の場合を除く。）					
			1．明記した規定があり、認めている。 2．明記した規定はないが、運用上認めている。 3．明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4．明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	議会名	1．明記した規定がある。 2．明記した規定はないが、運用上認めている。 3．明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4．明記した規定がなく、過去に事例がない。	1．労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2．労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3．労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4．期間の定めはない。	1．産前産後期間を明記した規定がある。 2．産前産後期間を明記した規定はない。		1．あり 2．なし 3．その他	その他具体例		配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他
16	343	朝日町	2		朝日町議会	1	2	1	朝日町議会会議規則 第2条第2項 前項規定にかかわらず、議員が出産のために出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる	2			1	1	1	1	1	1

調査表４－５

市区町村別集計項目（市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査）

富山県

調査時点	議会関係は2023年7月1日（その他2023年4月1日）

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査														地域防災計画や避難所運営に関する指針（手引き・ガイドラインを含む）における具体的な役割	
			問12－8	問12－9	問12－10	問12－11				問12－12	問12－13	問12－14	問12－15	問12－16	問12－17	問12－18	問13	問13－1
			議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組（ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。）を行っていますか。	問12－10で1．を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。				問12－11で、1．を選択した場合該当部分の条文（本文）を記入してください。	ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	男女共同参画に関する研修（ハラスメント防止に関するもの以外）を行っていますか。	議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12－16で、1．を選択した場合該当部分の条文（本文）を記入してください。	政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	左記で、1．を選択した場合該当部分の規定を記入してください。
			1．人員及び場所の設置または提供がされている。（臨時のものも含む） 2．保育に必要な場所の設置または提供がされている。（臨時のものも含む） 3．設置または提供する予定である。 4．なし	1．専用の場所が設置されている。（常設） 2．授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。（臨時のものも含む） 3．設置または提供する予定である。 4．なし	1．行っている。 2．行っていないが、今後、取り組む予定である。 3．行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1．ハラスメント防止に関する規定（倫理規定等）がある	2．ハラスメント相談窓口を設置している	3．その他	その他内容		1．行っている。 2．行っていないが、今後、行う予定である。 3．行っておらず、今後、行う予定もない。	1．研修において利用している。 2．研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3．研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1．行っている。 2．行っていないが、今後、取り組む予定である。 3．行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1．明記した規定があり、認めている。 2．明記した規定はないが、運用上認めている。 3．明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4．明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。			1．位置づけられた規定がある。 2．位置づけられていない。 3．その他（不明等）	
			0	0	1						0	0	2	1			1	
			0	0	2	0	0	1			1	1	1	0			13	
			0	1	12						14	0	12	0			1	
			15	14										14				
16	201	富山市	4	4	2						2	2	1	4			1	富山市地域防災計画 富山市災害対策本部各部の分掌事務 男女参画・ボランティア班 （男女参画・市民協働課、男女共同参画推進センター） 1 ボランティアへの支援に関すること。 2 男女共同参画の視点に関すること。 避難所の生活環境への配慮 (7) 男女共同参画の視点 庁内及び避難所等における男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努める
16	202	高岡市	4	4	3						3		3	1	高岡市議会議員旧姓使用取扱要綱 第3条　議員及び当選者は、議長の承諾を受けたときは、別表に掲げるものを除き、旧姓を使用することができる。 別表（第3条関係） 1　履歴に関する届出書類 2　身分に関する証明書類 3　辞表 4　議員報酬及び費用弁償の支給に関する書類 5　源泉徴収票の名義 6　海外渡航関係書類 7　在職証明書等各種証明書 8　叙勲等表彰の申請書類 9　その他、旧姓使用によって、実務上の混乱が生ずるおそれがあると議長が判断するもの		2	
16	204	魚津市	4	4	3						3		3	4			2	
16	205	氷見市	4	4	1			3	ハラスメントを含むコンプライアンスに関する書籍を全議員に配布している。		3		3	4			2	
16	206	滑川市	4	4	2						3		1	4			2	
16	207	黒部市	4	4	3						3		3	4			3	
16	208	砺波市	4	4	3						3		3	4			2	
16	209	小矢部市	4	4	3						3		3	4			2	
16	210	南砺市	4	3	3						3		3	4			2	
16	211	射水市	4	4	3						3		3	4			2	
16	321	舟橋村	4	4	3						3		3	4			2	
16	322	上市町	4	4	3						3		2	4			2	
16	323	立山町	4	4	3						3		3	4			2	
16	342	入善町	4	4	3						3		3	4			2	
16	343	朝日町	4	4	3						3		3	4			2	